

平成30年第1回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 村川 みどり

1 開催日 平成30年3月7日（水曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第70号 青森市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 公立大学法人青森公立大学定款の変更について
- 議案第71号 青森市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 青森市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 包括外部監査契約の締結について
- 諮問第1号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第2号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲谷	良子
副委員長	村川	みどり	委員	大矢	保
委員	山脇	智	委員	赤木	長義
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁
委員	小豆畑	緑			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	総務部参事	小野正貴
市民政策部理事	横内修	総務部参事	廣津明男
市民政策部理事	舘田一弥	総務部参事	山谷直大
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	大久保文人
総務部理事	加藤文男	財務部次長	川村敬貴
総務部理事	蝦名幸悦	財務部参事	奥崎文昭
財務部長	小川徳久	浪岡事務所次長	長谷川敬
会計管理者	小鹿継仁	監査委員事務局参事	三上智幸
選挙管理委員会事務局長	三上正俊	企画課長	菊池朋康
監査委員事務局長	貝森敦子	関係課長等	
市民政策部参事	田中聡子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	花田昌	議事調査課副参事	横内英雄
---------	-----	----------	------

○**奈良岡隆委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

相馬浪岡事務所副所長が文教経済常任委員会に付託された浪岡事務所所管の審査事件の説明のため欠席となります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件及び諮問 2 件の計 10 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 70 号「青森市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 86 号「公立大学法人青森公立大学定款の変更について」の計 2 件については、内容に関連がありますので一括議題といたします。なお、採決については、各議案ごとに 1 件ずつ行います。

それでは、両案に対する説明を当局から求めます。横内市民政策部理事。

○**横内修市民政策部理事** まず、議案第 70 号青森市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料をごらんください。

「1 改正理由」につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律により地方独立行政法人法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることから、これに伴い所要の改正を行うものです。

「2 改正内容」をごらんください。

青森市地方独立行政法人評価委員会条例第 1 条で、同法第 11 条第 3 項を引用しておりますが、同法の改正により同項が同条第 4 項に繰り下げとなったことに伴い、本条例第 1 条中「第 11 条第 3 項」を「第 11 条第 4 項」に改めるものであります。

「3 施行期日」につきましては、同法の施行日と同日であります平成 30 年 4 月 1 日としております。

参考といたしまして、資料下段に本条例の新旧対照表を記載しております。内容につきましては、ただいま御説明した内容と重複することから、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第 86 号公立大学法人青森公立大学定款の変更について御説明いたします。

資料をごらんください。

「1 変更理由」につきましては、先ほど御説明した青森市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてと同様、地方独立行政法人法の改正に伴うものです。

「2 提案の根拠」になりますが、同法第 8 条第 2 項の規定により、定款の変更は市議会の議決を経て県知事の認可を受けなければその効力を生じないものでありますことから、議会の御議決を求めるものです。

「3 変更内容」について御説明いたします。

まず、(1) 監事の職務について、同法の改正により、同法第 13 条に定める監事の職務が 3 点追加されましたことから、本定款第 9 条に定める監事の職務にこれらを追加するものであります。

1 点目は、本定款第 9 条第 6 項後段に「監事が法人の業務を監査した場合において、監事は、青森市の規則で定めるところにより、監査報告をしなければならない」ことが追加されます。

なお、監事の監査報告は、これまでも法人の監事監査規程において作成しなければならないものと定められておりましたが、同法の改正により法定義務となったものであります。

2 点目は、同条第 7 項として、「監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる」ことが追加されます。なお、本項で規定する監事の職務については、これまでも法人の監事監査規程において監事が必要と認めるときに監査を実施できるもの、また、役職員に対する報告徴収等を行うことができるものとされておりましたが、同法の改正によりこの権限が同法に明示されたものであります。

3 点目は、同条第 8 項として、「監事は、法人が次に掲げる書類を青森市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない」ことが追加されます。監事の調査の対象となる書類は、第 1 号として「法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類」、第 2 号として「その他青森市の規則で定める書類」としております。なお、第 1 号の「総務省令で定める書類」とは、地方独立行政法人法施行規則において、「法及び地方独立行政法人法施行令の規定に基づき設立団体の長に提出する書類」と定められております。

次に、②をごらんください。

ただいま御説明した 3 点の職務を本定款に追加するに当たり、第 9 条第 7 項を同条第 9 項に繰り下げるとともに、同項中にあります「青森市長（以下「市長」という。）」という定義が、新たに追加する同条第 8 項に含まれることから、これを変更し「市長」とするものであります。

次に、資料 2 ページをごらんください。

(2) 役員の任期について、まず 1 点目として、同法の改正により同法に定める監事の任期が改正されましたことから、本定款第 14 条第 4 項に定める監事の任期を変更するものであります。「監事の任期は、2 年とする。」と定めていたものを「監事の任期は、その任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第 34 条第 1 項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。」に変更するものです。

2 点目として、副理事長を除く役員に係る補欠の役員の任期について、前

任者の残任期間とすることを本定款第 14 条第 5 項に新たに規定するものであります。

参考として、補欠の役員の任期に係る同法の規定を表にして掲載しておりますが、同法の規定により、理事長、理事、監事の補欠の任期を前任者の残任期間とすることが明確であることから、これまで本定款に規定しておりませんでした。法人の基礎となる本定款においても補欠の役員の任期が明確となるよう、この機会に本定款に明記するものであります。なお、学長である副理事長の任期につきましては、学長の任期によるため、同法第 74 条第 1 項前段の規定に基づき、法人の規程で任期を定めることになることから「副理事長を除く」としているものであります。

3 点目として、ただいま御説明いたしました補欠の役員の任期に係る規定を本定款に追加するに当たり、本定款第 14 条第 5 項を同条第 6 項に繰り下げるものです。

「4 施行期日」につきましては、同法の施行日と同日であります平成 30 年 4 月 1 日としております。

なお、「5 経過措置」として、(1) 監事の職務のうち、変更後の本定款第 9 条第 6 項及び第 7 項につきまして、施行日前に生じた事項についても適用することとしております。

また、(2) 役員の任期について、現在就任している監事の任期については、変更後の本定款第 14 条第 4 項の規定にかかわらず、従前の例によることとしております。

参考といたしまして、資料 3 ページから 4 ページに本定款の新旧対照表を記載しております。内容につきましては、ただいま御説明した内容と重複することから、説明は割愛させていただきます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。採決については、各議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第 70 号について採決いたします。

議案第 70 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 86 号について採決いたします。

議案第 86 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 71 号「青森市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 71 号青森市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現在の野村保健所長は、5 年間の任期付職員として平成 25 年 4 月 1 日に本市に採用されまして、平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、保健所長の職務と責任の特殊性を考慮し、引き続き、一般職として任用して保健所長を務めていただくため、地方公務員法第 28 条の 2 第 3 項の規定に基づき、保健所長の職にある職員の定年を平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、年齢 73 歳とする定年の特例を定めるものであります。

なお、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 72 号「青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 72 号青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本市の緊急課題として見定めておりましたアウガへの総合窓口機能移転、新市庁舎、青森駅周辺整備につきましては、平成 29 年度にそれぞれ関連する議案の御議決をいただくなど大きく進展し、平成 30 年 1 月 4 日には、アウガは総合窓口を有する駅前庁舎として再出発することができました。こうした緊急課題の解決に道筋がつかしましたことから、平成 29 年度に実施しております一般職員の給与削減措置は終了するものであります。

しかしながら、それら一定の進捗を見たものの、市の緊急課題として位置づけたアウガ、新市庁舎、駅周辺整備につきましては、最終的な結果が出たわけではない状況の中で、引き続き、しっかりと取り組んでいくという姿勢をお示しするにあたり、常勤の特別職と課長級以上の管理職については、一般職員を指導し市政を運営するリーダーシップを発揮する立場にあるなど一般職員とは異なりますことから、減額率を緩和した上で給与減額の措置を行おうとするものであります。

それでは、資料 1 をごらんください。

資料 1 の「1 概要」につきましては、ただいま申し上げたとおりであります。

「2 改正対象条例」であります。青森市特別職の職員の給与に関する条例など計 7 本となっております。

「3 主な改正内容」であります。減額率といたしましては、市長が平成 29 年度の 25%を平成 30 年度は 20%に、副市長は 15%を 10%に、その他の常勤の特別職の職員は 10%を 5%に変更するほか、一般職の管理職職員は 10%を 5%に変更いたします。また、平成 29 年度行っておりました一般職の主幹級 3%、主査級 2%、主事級 1%の減額については、廃止することとなります。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日としており、平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間の措置としております。

なお、減額措置に伴う影響額につきましては、6700 万円程度と見込んでおります。

資料 2 につきましては、改正対象条例の新旧対照表となりますが、内容については、ただいま御説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

以上、議案第 72 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 「2 改正対象条例」の中の(2)浪岡区長の給与及び旅費に関する条例の改正内容はどうなっているんですか。給与はわかるけれども、旅費というのは何ですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 浪岡区長の給与については、この浪岡区長の給与及び旅費に関する条例で定めておりまして、規定上は月額71万2300円となっております。現行、この……済みません、資料2の下の表で、第2条関係とあります浪岡区長の給与及び旅費に関する条例の附則の第3項で、右側の改正前は、平成29年度に71万2300円をいわゆる10%減で額として64万1070円とする特例措置があるんですけれども、左側の改正後は、その期間を平成30年3月31日までとするものを平成31年3月31日までに変え、額を67万6685円にします。それは5%削減相当の額になります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 大矢委員。

○大矢保委員 仕事の量からいって、この浪岡区長の給与額は妥当なんですか。高くないんですか。否定するわけでも何でもないけれども、客観的に見たら、教育長より上というのはちょっと考えられないような感じがする。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 ただいまの御質問にお答えいたします。浪岡区長の給与については、今対象となっております浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を議会の議決をいただいて決定しているところでありまして、そもそも減額前は、浪岡区長の職務に応じた71万2300円を相当額として支給しているものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 質疑ではなく反対意見なんですけれども、一般質問でも言ったように、さらに1年間継続して減額する理由が説明されていないのと、やはり一般職の管理職員の減額を継続することには反対なので、異議があるということで、反対意見です。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。仲谷委員。

○仲谷良子委員 私も反対です。1年間、アウガの問題で減額をしてきたわけではありますが、今ここに至ってもう一度という理由がすっと落ちないとか、市民の中でも何でまた下げるんだというような意見もあります。約6700万円については市の財政に寄与するということになると思うんですけれども、人件費を削減して市の財政に寄与するということ、すぐ人件費ということに結びついていくことに私は反対なんです。ですから、この削減には反

対をいたします。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** 2月の本常任委員協議会でしゃべることはしゃべりましたので特段ないですけれども、そのことと、平成30年3月6日の本定例会での一般質問における竹山美虎議員からの要望をやっぱり重く受けとめてほしいと思うことだけ言って終わります。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。奈良委員。

○**奈良祥孝委員** うちの会派もまだ意見が決まっていますので、ちょっともめているところがあります。したがって、委員会の対応と本会議での対応は必ずしも一緒にならないということを前もってお伝えします。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**奈良岡隆委員長** 起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 議案第73号青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料の1をごらんください。

資料1の「1 概要」につきましては、職員給与の1つであります特殊勤務手当のうち、月額支給の主任管理者手当を廃止しようとするものであります。特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務に従事する職員に支給しているところであります。

国では、時代の変化等を踏まえまして、特殊勤務手当本来の趣旨に合致しないものについて適正化を図るよう地方公共団体に助言しており、このことから本市でも随時見直しを行ってきたところであります。

今回改正しようとしている主任管理者手当につきましては、「2 主な改正内容」に列挙しておりますが、既に業務がない作業主任者等が規定されたままであることや、特殊勤務手当の趣旨に照らして見直す必要があることなどから、整理し廃止することとしたものであります。

ただし、現在、主任管理者手当の支給対象のうち、労働安全衛生法上の特

定化学物質作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者及びボイラー取扱作業主任者並びに消防法上の危険物取扱者については、それらの業務が著しく危険、不快、不健康な業務であることなどを考慮して、既存の危険作業手当の支給対象とし、実際に作業した都度日額で支給することとするものであります。

なお、この改正につきましては、これまで職員組合と協議を重ね、去る平成30年2月7日に双方合意に至ったところであります。

改正の施行期日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

資料2につきましては新旧対照表となっておりますが、内容につきましては重複しますので、説明は割愛させていただきます。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 ちょっと確認の意味で聞きたいんですけども、既存の危険作業手当に移行する主任者の場合なんですけど、これまで月額でもらっていたものが日額で支給になるということで、多分なかなかぱっとは言えないと思うんですけども、この主任者が大体月平均してどのくらい勤務をするのかによって、月額から日額になることでもらえる額が少なくなることもあると思うんですけど、その辺について市の見解を示すことはできますでしょうか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 確認の上、人事課から答弁させます。

○奈良岡隆委員長 山谷総務部参事

○山谷直大総務部参事 今、月額の主任管理者を受給している人数は約六、七十人程いるんですけど、実際日額になるといっても、その作業がどれくらい発生するのか、その状況によりますので一概にお答えはできませんけれども、月額2800円のところが1日の作業で330円となりますので、その程度で下がる人は下がるだろうと思っておりますけれども、ちょっと一概にはお答えできないということで御理解いただければと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号「青森市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 74 号青森市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料 1 をごらんください。

本条例案につきましては、公務員の退職手当の支給水準の引き下げを内容とする国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成 30 年 1 月 1 日から施行されたこと、及び青森県におきましても、このことを踏まえました改正が行われますことから、本市におきましても、職員の退職手当の支給水準を引き下げのために所要の改正をしようとするものであります。

その改正の内容といたしましては、退職手当について、条例の規定により算出した額に乗じる調整率について 100 分の 87 を 100 分の 83.7 に引き下げるものであります。

施行期日につきましては、青森県と同様、平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

この改定によりまして、引き下げ前と比較して、退職者一人当たり約 75 万円の引き下げとなる見込みであります。

資料 2 については新旧対照表となっておりますが、第 1 条関係については内容が重複しますので、説明は割愛させていただきます。

また、第 2 条関係でありますけれども、平成 18 年に退職手当制度の構造見直しが行われた際の経過措置を講じております。この経過措置について同様の改正を行うものであります。

この改正につきましては、これまで職員組合と協議を重ね、去る平成 30 年 2 月 7 日に双方合意に至ったところであり、また、青森県においても、同様の改正内容で 2 月定例県議会に条例案が提出されております。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 これも反対意見なんですけれども、青森県のほうで下げているのでそれにあわせるという理由もわかるんですけれども、やはり一人当たり約 75 万円というのはかなり大きな引き下げ幅ですし、その退職金の使い方については、多分仕事を辞められた後にそれからの人生で使うことをさまざま

ま計画的に考えている中で、引き下げ幅が余りにも大きいのではないかなと思いますので、この議案についても反対したいと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 74 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 83 号青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の資料 1 をごらんください。

初めに、改正の経緯について御説明いたします。消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合、死亡、負傷等の原因が確定した日に扶養親族がいるときには、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額に扶養親族のある場合の加算額を加算して支給しているところであります。

国では、一般職の職員の給与に関する法律を平成 28 年 11 月に改正しまして、平成 29 年度以降、公務員の扶養手当支給額を段階的に変更しているところであります。このことにあわせて、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令につきましても、補償基礎額の扶養親族のある場合の加算額を段階的に変更しているところであります。

このたび、この政令の一部改正が平成 30 年 2 月 7 日に公布されたことから、市におきましても青森市消防団員等公務災害補償条例について一部改正を行おうとするものであります。

次に、改正の概要であります。加算額の区分につきましては、これまでは「配偶者がいない場合の加算額」と「配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額」を設定しておりましたが、改正後はこれらの場合分けはなくなるものであります。

次に、同条例第 5 常第 3 項第 1 号から第 6 号までの各号に係る加算額につきましては、まず第 1 号の加算額について「333 円」から「217 円」に、第 2 号の加算額の「267 円」及び配偶者がいない場合の加算額「333 円」を統合して

「333 円」に、また、第 3 号から第 6 号までの加算額「217 円」及び配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額「300 円」を統合して「217 円」に改正するものであります。

以上が条例改正の概要となっております。

施行期日は平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

なお、資料 2 の新旧対照表であります。資料 1 で御説明した内容のとおりであり重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 85 号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

○貝森敦子監査委員事務局長 議案第 85 号包括外部監査契約の締結について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

契約の概要であります。この契約は地方自治法の規定により中核市に義務づけられております包括外部監査について、平成 30 年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的であります。包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出を目的とするものです。

契約期間の始期であります。平成 30 年 4 月 2 日を予定しております。なお、契約期間の終期は平成 31 年 3 月 31 日となります。

監査に要する費用の額及び支払い方法であります。基本費用及び執務費用並びに実費の合算額として 1229 万 1048 円を上限とするものであり、その一部について概算払いをすることとしております。

契約の相手方であります。日本公認会計士協会東北会青森県会所属の公認会計士鈴木崇大氏としたいと考えております。

公認会計士と契約を締結する理由であります。包括外部監査が財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査であること。地方自治法の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、監査実務に精通する一定の行政事務経験者、または税理士でなければならないこと。この中で公認会計士は監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任であると判断したものであります。

このことから、平成 30 年度の包括外部監査人について日本公認会計士協会東北会青森県会に推薦を依頼したところ、同会所属の鈴木崇大氏を推薦していただいたところであります。

その理由は「公認会計士としての経験のみならず、包括外部監査等の経験が豊富であり、知識・経験ともに包括外部監査人として適任である。」とのことでありました。

鈴木氏はこれまで、本市を初め他の自治体の包括外部監査人補助者を務められており、地方公共団体の財務監査事務に精通し、財務管理・事業の経営管理に関し優れた識見を有するものと認められることから、平成 30 年度の包括外部監査人として同氏が適任であると判断したものであります。

また、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞くこととなっておりますが、監査委員からは鈴木氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいております。

以上、議案第 85 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 1 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第 2 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の計 2 件については、内容に関連があることから一括議題

といたします。

両諮問の内容及び両諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。
総務部長。

○鈴木裕司総務部長 諮問第1号の下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について及び諮問第2号の下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問についての2件につきまして、一括して御説明いたします。

お手元の資料1「審査請求に係る諮問事案の概要」をごらんください。

まず、本件事案に係ります審査請求につきましては、「1 処分の内容」にありますとおり、下水道使用料に係る督促処分——諮問第1号——及び徴収処分——諮問第2号——に対してなされたものであり、当該処分を行った処分庁は「2 処分庁」にありますとおり、ともに青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条第1号の規定によって、市長から当該事務権限の委任を受けました青森市公営企業管理者企業局長となっております。

資料2ページをごらんください。

当該審査請求に至った経過につきましては、「3 審査請求の経過」にお示ししておりますが、処分庁であります企業局長が平成29年2月分の下水道使用料督促状及び平成29年3月分の下水道使用料納入通知書をそれぞれ審査請求人に送付しましたところ、当該処分を不服とし、それらの取り消しを求める審査請求書がそれぞれ青森市長宛てに提出されたものであります。

審理関係人の主張の要旨として、審査請求人及び処分庁の主張の要旨を記載しております。

1の審査請求人の主張は、諮問第1号につきましては、「過てる青森市下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本件督促状は取り消されるべきである」というもの、諮問第2号につきましては、「本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は違法・不当であり、取り消されるべきである」というものであります。

一方、2の処分庁であります企業局長の主張ですが、諮問第1号につきましては、「本件督促状による処分は、地方自治法第231条の3及び青森市下水道条例第30条の2の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない」というもの、諮問第2号につきましては、「本件通知書による処分は、青森市下水道条例、地方自治法、地方自治法施行令及び青森市企業局財務規程の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない」というものであります。

次に、資料2「審査請求に係る審査庁である市長の見解等」をごらんください。

審査請求人及び処分庁によるそれぞれの主張を踏まえまして、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。

その内容につきましては、「審理員意見書要旨」として諮問第1号、諮問第2号に分けて記載しており、結論といたしましては、いずれの諮問事案につきましても、「審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである」というものです。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。が、本件処分について審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点なども認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがいまして、審査庁といたしましては、資料2の2ページ中段の「審査庁である市長の見解」にありますとおり、審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

説明については以上であります。が、本件事案についての参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録を配付させていただいておりますので、あわせて御覧いただきたいと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、各委員から、両諮問について、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。山脇委員。

○山脇智委員 ただいま、総務部長のほうから説明を受けて、また審理員の意見書及び事件記録全て目を通したんですけれども、その都度、市の説明が正しいと思いますし、これまで委員会の場合でも一貫して同様の請求を棄却してきた経緯がありますので、今回の諮問についても、市の説明のとおり、私は全て棄却すべきだと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、両諮問に対してどのように意見を述べるのか確認したいと思います。

まず、両諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の確認は報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認するという事でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないことといたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第1号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第2号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の計2件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第1号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第2号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の計2件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第1号及び諮問第2号の計2件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第1号及び諮問第2号の計2件についての市の見解は、棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の計2件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～～中略～～

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、12時40分からいたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。

よろしく申し上げます。

午後 0 時 27 分休憩

午後 0 時 40 分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第 1 号下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について及び諮問第 2 号下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問についての計 2 件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど両諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、両諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、両諮問に対する答申書（案）をお手元に配付しておりますので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明させます。村川副委員長。

○村川みどり委員 それでは、諮問第 1 号について説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続いて、諮問第 2 号について説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、両諮問に対する答申書（案）について各委員から御意見等をいただきたいと思います。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 意見はないようですので、両答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、両答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 審 査 終 了 ）